

請求・給付の手続きのあらまし（令和7年度）

加 入	見舞金の種類	給付の対象	給 付 額	請 求 の 方 法	給付の方法
<p>◎加入の申し込み 加入生徒数報告(様式3)を6月6日(金)までに振興会(※1)あてに送付</p> <p>◎会費の振り込み 6月6日(金)までに振興会あてに送金</p> <p>◎追加加入の申し込み 追加加入届(様式4)を振興会あてに送付</p> <p>◎会費について 令和7年度の会費(生徒一人当り)は、 ・全日制(専攻科を含む) 年額900円 ・定時制 年額450円 ・特別支援学校 年額450円</p>	普通見舞金	<p>学校管理下の災害による傷病で、治療までに支払われたセンター(※2)の給付額の合計が15,000円以上</p> <p>○小・中学校時に発生した災害は対象外</p>	センター給付額の10分の3.0の額(下限4,500円、上限18万円) 詳しくは共済規程別表5を参照	<p>◎請求の手順と提出書類</p> <p>①学校→振興会…センターの医療費支払通知書のコピーを送付</p> <p>○小・中学校時の災害については、備考欄にその旨を記入</p> <p>②振興会→学校…普通見舞金請求書(様式5)を送付</p> <p>③学校→振興会…普通見舞金請求書(様式5)に所要事項を記入し、学校保存用としてコピーをしてから返送</p> <p>(※3)障害と死亡の場合は、センターに提出した災害報告書のコピーを添付する</p>	<p>◎見舞金を学校または保護者等の指定する口座に振り込む</p> <p>◎見舞金等給付通知書(様式11・12)を学校と保護者等に送付</p>
		<p>学校管理下の災害による障害で、センターの給付があったもの</p>	共済規程別表1に示す額		
		<p>学校管理下の災害による死亡で、センターの給付があったもの</p>	500万円 (突然死は1/2)		
	特別見舞金(センターの給付がない場合)	<p>特別傷病 学校管理下の災害による傷病(治療が終了した時点で請求する)</p>	<p>10日以上通院……1日につき1千円(50日限度)</p> <p>5日以上入院……1日につき2千円(50日限度)(5日未満の入院は通院日数に加算)</p>	<p>提出書類</p> <p>◎特別見舞金等請求書(様式6)</p> <p>◎(特)災害報告書(様式7)</p> <p>◎入院・通院証明書(様式8-1、8-2)</p>	<p>◎特別傷病と特別障害については、治療が終了した時点で請求する。なお、治療が長引く場合はあらかじめ連絡をしてください。(時効の関係で)</p>
		<p>特別障害Ⅰ 学校管理下の災害による1本または2本の歯科補綴</p>	1本につき5万円	<p>◎特別見舞金等請求書(様式6)</p> <p>◎(特)災害報告書(様式7)</p> <p>◎(特)障害報告書(様式9)</p>	
		<p>特別障害Ⅱ 学校管理下の災害による障害</p>	共済規程別表3に示す額	上に同じ	
		<p>特別死亡 学校管理下の災害による死亡</p>	250万円	<p>◎特別見舞金等請求書(様式6)</p> <p>◎(特)災害報告書(様式7)</p> <p>◎(特)死亡報告書(様式10)</p>	
		供花料	生徒の死亡	10万円	

※1「振興会」……「一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会」のこと ※2「センター」……「独立行政法人日本スポーツ振興センター」のこと ※3 詳細は共済規程をご覧ください。